

築上町告示第98号

平成20年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成20年5月28日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成20年6月9日

2 場 所 築上町議会議場

開会日に応招した議員

首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
田原 宗憲君	丸山 年弘君
西畑イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
成吉 暲奎君	吉元 成一君
岡田 信英君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	田原 親君
信田 博見君	宮下 久雄君

6月11日に応招した議員

6月12日に応招した議員

6月13日に応招した議員

6月20日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第2回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成20年6月9日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成20年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第1号 平成19年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第50号 専決処分について（平成19年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）
- 日程第5 議案第51号 専決処分について（平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第52号 専決処分について（平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第7 議案第53号 専決処分について（平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第8 議案第54号 専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第9 議案第55号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第10 議案第56号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第57号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第58号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第59号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第

1号)について

- 日程第14 議案第60号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第61号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第62号 築上町ふるさと応援寄附条例の制定について
- 日程第17 議案第63号 築上町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第18 議案第64号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第19 議案第65号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第66号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第67号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第68号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第69号 築上町職員倫理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第70号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第71号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第72号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 町長の報告
- ・報告第1号 平成19年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第50号 専決処分について(平成19年度築上町一般会計補正予算(第13号)について)
- 日程第5 議案第51号 専決処分について(平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)

- 日程第6 議案第52号 専決処分について（平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第7 議案第53号 専決処分について（平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第8 議案第54号 専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第9 議案第55号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第10 議案第56号 平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第57号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第58号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第59号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第60号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第61号 平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第62号 築上町ふるさと応援寄附条例の制定について
- 日程第17 議案第63号 築上町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第18 議案第64号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第19 議案第65号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第66号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第67号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第68号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第69号 築上町職員倫理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第70号 築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第71号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第72号 町道路線の認定について

出席議員（20名）

1番	首藤萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
13番	岡田 信英君	14番	武道 修司君
15番	平野 力範君	16番	中島 英夫君
17番	繁永 隆治君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	江本偉久雄君	主査	西畑 弥生君
----	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	田原基代孝君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加来 篤君	人権課長	平岡 司君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
福祉課長	吉留 久雄君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	久保 澄雄君
会計課長	川崎 道雄君	総合管理課長	落合 泰平君
商工課長	竹本 正君	環境課長	出口 秀人君
農委事務局長	後田 幸政君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長	吉田 一三君	監査室長	吉留 康次君

審議官 西村 好文君 審議官 白川 義雄君

午前10時00分開会

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成20年第2回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。本日、議会の召集をいたしましたところ、全議員の出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

少し報告させていただきたいと思いますが、まずミャンマーや中国で大災害が起こっておりということで、7万人を超える死傷者と、双方ともですね、非常に本当に痛まれる事態が起きているようでございます。亡くなった方には哀悼の意を捧げ、また被害者にはお見舞いを申し上げたいと思います。

そして、3月以降の主なできごとと言いますと、3月議会のときにもお知らせをしましたけれども、椎田小学校と中国の南京市の郊外にございます竹鎮地区というところがございますが、小学校の正式名称は中日友好希望小学校という名前がこの小学校でございますが、4月2日の日に無事、私、議長、それから教育長、校長と4人で調印をいたしましたところでございます。

そして、ささやかな交流を行っていこうということで、書道、それから絵画等々、それからインターネットでのそれぞれの情報交換ということで、とり始める予定で、既にもう行っておりところでございます。

次に、後期高齢者の保険制度が4月1日から始まりましたが、本町においてはさほど混乱した形はございません。照会もごく数例しかございませんが、まだまだ国の方では国会で非常に大きくクローズアップされておると。また、マスコミにおいても非常にこの問題が国民に流されておるといようなことで、若干軽減制度の改正をやっていこうというふうな風潮が出ておるといようですが、我々としては国の法改正を望むところでございまして、ぜひ、やはり住民に負担のならないような保険制度ができればなというように考えておるところでございますし、連合においてもこういう考え方で、いわゆる議員に選ばれておりますんで話を持っていきたいと、このように考えているところでございます。

それから、さらに4月からふるさと納税制度ということで、新たな寄附金制度が地方税法の中で、これがいわゆる認められまして、その出身者、出身者じゃなくても町外の方がふるさとに、それから自分のお世話になったところに寄附をしようというふうな申し入れがあった場合ですね、これをふるさと納税という形で受け入れをしながら、所得税、それから当該、住んでいる市町村の住民税が控除、この寄附額の1割が控除されるというふうな新しい制度ができまして、早急に

後の議案にも出しておりますが、ふるさと納税制度の、いわゆるこれをぜひ我々、この貧しい市町村をぜひ都会の皆さんからこういう寄附金を多くしてもらおうという考えのもとで、新たな条例も一応提案させていただいておるところでございます。

そして、あと築城基地の問題でございますけれども、基地の拡張は一たん、一応空白期間を置こうというふうなことで、国の方も一応今の拡張については少し検討しようというふうなところまで行っておるようでございます。

そして、米軍の非常に事件が多いというようなことで、4月に福岡の九州防衛局に抗議に、1市2町の首長でまいりました。そして、先般、防衛省の方にこの米軍に非常にまあ悪質な事件が多いということで、善処方を求めるために上京しました。

そして、その際、再編交付金についてもまだまだ使い勝手が悪いというふうなことで、ぜひ我々の思った事業に使えるように、何とか早く制度改正をしながら、我々の要望をかなえてほしいというふうなことを、防衛省の地方協力局の方に要請を行ってきたところでございます。

本議会は、繰越明許の報告が1件、それから専決処分が6件、このうち補正予算を4件用意しております。それから税関係、ふるさと納税関係等々の税関係の専決が2件と、それから新たな20年度の補正予算が6件、その他の条例等々11件ということで、計23議案を提案をしておるところでございます。

よろしく御審議をいただきながら、全議案、御採択をお願い申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

議長（成吉 暉奎君） これで、行政報告は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（成吉 暉奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、工藤久司議員、4番、塩田昌生議員を指名します。

日程第2．会期の決定

議長（成吉 暉奎君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下久雄委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

6月4日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

6月9日の本日は、本会議で議案の上程、なお専決処分については本日即決することとして協議しました。

6月10日を議案考案日とします。

6月11日は本会議で、議案に対する質疑、委員会付託を行います。

6月12日は本会議で、一般質問とします。

6月13日は一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

6月14日と15日は休会とします。

6月16日は休会で、厚生文教常任委員会とします。

6月17日は休会で、産業建設常任委員会とします。

6月18日は休会で、総務常任委員会とします。

なお、委員会審議については所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いします。

6月19日は休会で、委員会予備日とします。

6月20日金曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。なお、一般質問の受付締切は本日午後3時までとします。また、議案考案日も十分な日数をとりましたので、事前に議案を熟読していただき、短期間の議会運営に御協力をお願いいたします。

以上、会期は本日から6月20日までの12日間とすることが適当だと決定いたしましたので、御報告をいたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9日から6月20日までの12日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの12日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案は第50号外22件でございます。また、例月出納検査報告は配付のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

町長から報告第1号として、平成19年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありますので、職員の朗読の後、町長の説明を求めます。はい。

財政課長（渡邊 義治君） 報告第1号平成19年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、平成19年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成20年6月9日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 報告第1号は、平成19年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございますが、3件ほど一応繰り越しの手続きで御承認をいただいております。その中の1件が清掃費の中の最終処分場建設事業費、これは1億810万2,000円が最終的に5月30日現在で調整をした繰越額でございます。

次に、農業費の中で、小鹿尾川水路外1改修工事ということ。これ8条事業の関係でございますけれども、1,147万4,000円を繰越計算でするようになりました。

次に、水産業費、八津田漁港の整備事業費に、これについては1億3,064万5,000円ということで、一応額が確定をいたしたところでございます。合計2億5,022万1,000円を繰り越すものでございます。

以上、報告します。

議長（成吉 暲奎君） それでは、議事に入ります。お諮りします。日程第4、議案第50号の専決処分、平成19年度築上町一般会計補正予算（第13号）についてから、日程第9、議案第55号の専決処分、築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第55号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4・議案第50号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第50号専決処分について（平成19年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第50号専決処分について（平成19年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）、平成20年3月28日付で専決処分したので報告し、承認を求め

る。平成20年6月9日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第50号は、平成19年度築上町一般会計補正予算（第13号）を専決処分いたしました。専決処分の内容は、既定の歳入歳出予算の総額を99億9,548万2,000円に歳入歳出それぞれ1,140万円を追加いたして100億688万2,000円と定めるものでございます。

内容は、最終処分場の建設事業費の中の、いわゆる工事管理の関係で300万円の増額をし、そしてあとは歳入について、いわゆる公債費にかかる起債枠の追加がございました。これで1,140万円を増額して、歳入の一般財源を少なくしておるところでございます。

そういうことでございますので、よろしく御審議をいただきながら、御承認をいただくようお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第50号について採決を行います。議案第50号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第51号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第51号専決処分について（平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第51号専決処分について（平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成20年5月30日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成20年6月9日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第51号は、平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計

補正予算（第1号）についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額が3,167万8,000円に3億6,300万円を追加いたしまして、3億9,467万8,000円と定めるものでございます。

内容は、御承知のように、平成19年度決算において、約、現金が3億6,300万円、一応、次の20年度の収入からもっていかなければ決算できないというふうな状況になっているわけでございます。繰り上げ充用を3億6,300万円行って決算を行うものでございます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。議案第51号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6．議案第52号

議長（成吉 暲奎君） 日程第6、議案第52号専決処分について（平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第52号専決処分について（平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）、平成20年5月30日付で専決処分したので報告し、承認を求め。平成20年6月9日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第52号、これは平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額27億39万3,000円に1億8,247万4,000円を増額いたしまして、28億8,286万7,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、本特別会計におきまして、平成19年度決算見込みによりまして、赤字

が出ます。これが1億8,247万4,000円の赤字が見込まれているわけでございますけれども、これを20年度の歳入から繰り上げ充用するため、やむを得ず20年度の補正予算といたしまして、専決処分をしたものでございます。

よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第52号について採決を行います。議案第52号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7・議案第53号

議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第53号専決処分について（平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第53号専決処分について（平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）、平成20年5月30日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成20年6月9日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第53号は、平成20年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額を2億9,048万円に2,309万7,000円を増額いたし、3億1,357万7,000円と定めるものでございます。

主な補正は、やはりこの会計も赤字が見込まれるということで、平成20年度から19年度への赤字を繰り上げ充用しなければなりません。2,397万円を一応繰り上げ充用するものでございます。

なお、この会計においては、赤字額については20年度において国、県より生産交付がされるようになっておるところでございます。よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願い

を申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第53号について採決を行います。議案第53号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第54号

議長（成吉 暲奎君） 日程第8、議案第54号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第54号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成20年4月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成20年6月9日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第54号は、築上町税条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、本条例改正につきましても、これは国の地方税法が改正をされました。それに基づき税条例を改正するものでございます。

主なものは、平成21年度から町に対する寄附金控除の見直し及び公的年金にかかる個人町民税の年金からの特別徴収等でございます。

また、証券税制の改正、新築住宅の軽減措置の延長、省エネ対策住宅の固定資産税の軽減等が内容でございます。

よろしく御審議をいただき、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） この築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、来年の10月から65歳の住民税が年金から天引きされるということになっておりますが、年金から天引きするという事は、本人の了解なしに年金を天引きするという後期高齢者医療制度においても大変な不満の声が上がっておりますので、これの年金から天引きするという事については反対をいたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第54号について採決を行います。議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 起立多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決することになりました。

日程第9．議案第55号

議長（成吉 暲奎君） 日程第9、議案第55号専決処分について（築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第55号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成20年4月30日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成20年6月9日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第55号は、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案につきましては、地方税法の第179条の第1項の規定により専決処分させていただきました。

主な改正理由といたしましては、医療分の課税限度額、今まで56万円から47万円に減額をするものでございます。そして、また新たに後期高齢者の支援金の創設に伴いその限度額を12万円とするものでございます。

また、社会保険加入者の後期高齢者保険の加入に伴う被扶養者にかかる国民健康保険税の減額を創設するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） この築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、やはり医療分をですね、47万円にしても後期高齢者支援金が12万円加算されます。最高ですね。そうなれば、3万円ふえるということに、やはりこれは負担がふえるということと、それから単身世帯にあった場合に、平等割が2分の1になると言われますが、5年間だけの控除などで、5年後はもっと負担がふえるということで、この条例についても反対いたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第55号について採決を行います。議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） 起立多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決することになりました。

日程第10．議案第56号

日程第11．議案第57号

日程第12．議案第58号

日程第13．議案第59号

日程第14．議案第60号

日程第15．議案第61号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第10、議案第56号の平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第15、議案第61号の平成20年度築上町水道事業会計（第1号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第61号までを一括上程することに決定しました。

日程第10、議案第56号の平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第15、議案第61号の平成20年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで

を一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第56号平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第57号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第58号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第59号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第60号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第61号平成20年度築上町上水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成20年度築上町上水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成20年6月9日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第56号は、平成20年度築上町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額8億4,743万7,000円に9億4,050万7,000円を追加いたすものでございます。総額を9億4,794万4,000円と定めるものでございます。

また、債務負担行為の追加、変更ということで提案をさせていただいております。補正予算の主なものは、再編交付金関係事業費3億4,873万円、それから特定防衛施設周辺事業の9条関係の予算が1億7,216万4,000円と、それから辺地対策事業ということで、さきの議会で議決をいただきました辺地の事業で、県の方の承認をいただきまして、3,541万7,000円の事業が認められております。

それで、あと教育施設等の騒音防止対策事業がこれが8,230万円と、あと合併関連の事業費ということで、火葬場の建設事業費1億8,567万5,000円を増額しているところがございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第57号平成20年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額28億8,286万7,000円に4,517万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を29億2,804万4,000円と定めるものでございます。

主な中身については、人事異動に伴う人件費の減額及び医療費制度の改正に伴う退職被保険者療養給付費等の補正でございます。療養給付費等の交付金が4,572万7,000円の増額というようなことでございます。

それから、これは歳入でございますが、歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費が4,333万2,000円不足の計算になっておりますので、計上させていただいております。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第58号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出の増減はございませんが、中身の補正ということで、後期高齢者医療保険料の徴収に関する経費の補正でございます。歳出の主なものは納付書発送用封筒印刷費等108万円を財源ふりかえしているところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第59号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万4,000円を減額いたしまして、それぞれ3億8,022万8,000円と定めるものでございます。補正の要員は人事異動に伴う人件費の減額ということでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第60号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございますけれども、既定の歳入歳出の総額それぞれ713万円を減額いたしまして、6億3,148万5,000円と定めるものであります。補正の要員は、これも人事異動に伴う人件費の減でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第61号平成20年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

既定の歳入歳出予算に2,245万円を増額いたしまして、総額を2,481万9,000円に

支出を2,300万円を増額し、総額をそれぞれ9,808万7,000円に改めるものでございます。

内容は、米軍再編の交付金事業を高塚浄水場の改良に充てることで承認を得ましたので、この補正となっております。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

お諮りします。日程第16、議案第62号の築上町ふるさと応援寄附条例の制定についてから……

議員（14番 武道 修司君） 先ほどの61号なんですけどね、提案の表は上水道事業会計となっているんですが、中身が水道事業会計となっているんです。どちらが本当なんですかね。提案と中身が違うというのは、ちょっと修正をしてもらいたいんですけど。

議長（成吉 暲奎君） 財政課長。

財政課長（渡邊 義治君） 申しわけありません。議案第61号につきましては、水道事業会計が正しいものであります。訂正方、よろしくお願ひします。

議長（成吉 暲奎君） 失礼しました。よろしいでしょうか、武道議員。

日程第16．議案第62号

日程第17．議案第63号

日程第18．議案第64号

日程第19．議案第65号

日程第20．議案第66号

日程第21．議案第67号

日程第22．議案第68号

日程第23．議案第69号

日程第24．議案第70号

日程第25．議案第71号

議長（成吉 暲奎君） それでは、お諮りします。日程第16、議案第62号の築上町ふるさと応援寄附条例の制定についてから、日程第25、議案第71号の築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第71号までを一括上程することに決定しました。

日程第16、議案第62号の築上町ふるさと応援寄附条例の制定についてから、日程第25、議案第71号の築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第62号築上町ふるさと応援寄附条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第63号築上町ふるさと応援基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第64号築上町敬老祝金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第65号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第66号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第67号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第68号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第69号築上町職員倫理条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第70号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第71号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第62号は、築上町ふるさと応援寄附条例の制定でございますが、本条例は、行政報告で申しましたように、地方税法が4月30日に改正をされました。そういう形の中で、町条例は専決処分で改正させていただいたわけでございますけれども、なお一層、この寄附、ふるさと納税の趣旨を町外の皆さんに知っていただくという意味、そして寄附の目的を定めた方がよからうというふうなことで、このふるさと応援寄附条例というものを制定するような形で提案をさせていただいておるところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第63号築上町ふるさと応援基金条例の制定についてということで、前議案の寄附

があった場合、これを基金として、いわゆる目的ごとに積み立てをしながら使用していくというふうなことで、ふるさと応援の寄附の明らかな形で使っていこうというもので、基金制度を設けるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第64号築上町敬老祝金条例の制定についてということで、これはもう議員の皆様も御承知のように、9月、12月、そして今回3回目というようなことで提案させていただいております。

支給金額は、現行が年2回、9,000円、9,000円を年1回の1万2,000円に、これは平成20年度から改正するものでございます。そして、なお、もとの古い年金条例ですか、これは1万8,000円、これは事後の支給になっておるところでございますんで、もう5月には既に支給を9,000円行っている。さらに11月に9,000円支給を行うと。そして、この11月に支給するときに新たな条例で、さらに11月に1万2,000円ということで、2万1,000円を支給、11月にすると、こういう趣旨で、祝金条例とそれから敬老年金条例、これは敬老年金条例、先ほど申したように、後追いの支出になっている。それから、祝金条例はこれは半年前倒しの支出になるというようなことで、今年度に限り、重複した形で、いただく方は平成20年度のいわゆる支給額は、失礼しました、半年分だから6,000円ですかね、新しい祝金条例は1万2,000円じゃなくて6,000円と9,000円で1万5,000円という支給になります。

そして、さらにもう5月に9,000円支給しておるので、総額2万4,000円と、このような形で支給をしていこうと、そして平成21年度からは9月の敬老の日前に支給をしようと、こういうふうな条例案にさせていただいておるところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第65号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例につきましては、医療費の医療分を後期高齢者と支援分に振り分けるもので、一応これを、一応条例で提案させていただいておるところでございます。

次に、議案第66号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけど、本条例案は、県の乳幼児医療費の支給制度が20年の10月1日から改正するようになりました。それに基づきまして、本町では、従前はもうこのいわゆる乳幼児の医療費が小学校に入るまでの、いわゆる期間は一応乳幼児の医療費を公費負担でしておったわけでございますけれども、10月から県もするということになって、県の条例にあわせていくものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第 67 号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、これも県の方が母子家庭等医療費の支給制度を 20 年の 10 月 1 日から一応県が改正するというようなことで、県のいわゆる条例に基づきまして、本町も条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第 68 号ですが、これは築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これも県のいわゆる条例改正に伴い、10 月 1 日から改正するようになりましたので、今回、一応この条例案を出すものです。

新たに、所得制限が入ってまいります。それと、自己負担分も県の制度とあわせるために、また精神障害者を新たに対象とするために築上町重度心身障害者医療費の支給の条例に関する条例の一部を改正する必要があるというようなことで改正するものでございますので、よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第 69 号は、築上町職員倫理条例等の一部を改正する条例の制定でございますけれども、4 月 1 日から機構改革を行いまして、関係部課の名称等がかわっております。これで条例を整備する必要がありますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第 70 号築上町保育園条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、築城保育所の定員が現在 150 名でございますが、実際の園児は 75 名というふうなことでございます。少子化の中で、今後も入園の大幅な増加は見込めないというふうなことから、現実に近い数に一応改正をさせていただこうと、このように考え、提案をさせていただいておるところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第 71 号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、築上町奨学金運営審議会委員である民生委員の役職名が民生児童委員という役職に名称変更をいたしております。これがこの条例の提案をする理由でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第 26 . 議案第 72 号

議長（成吉 暲奎君） それでは、日程第 26、議案第 72 号町道路線の認定についてを議題とします。

職員の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第72号町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。平成20年6月9日提出、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第72号は、町道路線の認定でございますけど、道路新設に伴い、町道として新しく認定するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、ここで議案に対する資料要求があれば、お手元に配付してま
す様式により、事務局まで申し出てください。

これで資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは本日の午後3時までといたします。

また、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、お手元に配付の様式で、事務局まで提出してください。議案以外の受け付けは不可とします。

議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで散会いたします。御
苦労さまでございました。

午前10時55分散会